

参考資料 2: アンケート調査結果

(平成20年度 奈良県実施のアンケート調査 より抜粋)

(1) アンケート調査の概要

【目的】

本調査は、近鉄大和八木駅および八木西口駅周辺における、バリアフリー化を推進する主要施設やルート等を把握

【調査場所】

近鉄大和八木駅、八木西口駅周辺

(実施日時:平成 20 年 11 月 20 日(木)7:00～19:00、平成 20 年 11 月 22 日(土)9:00～17:00)

【配布・回収状況】

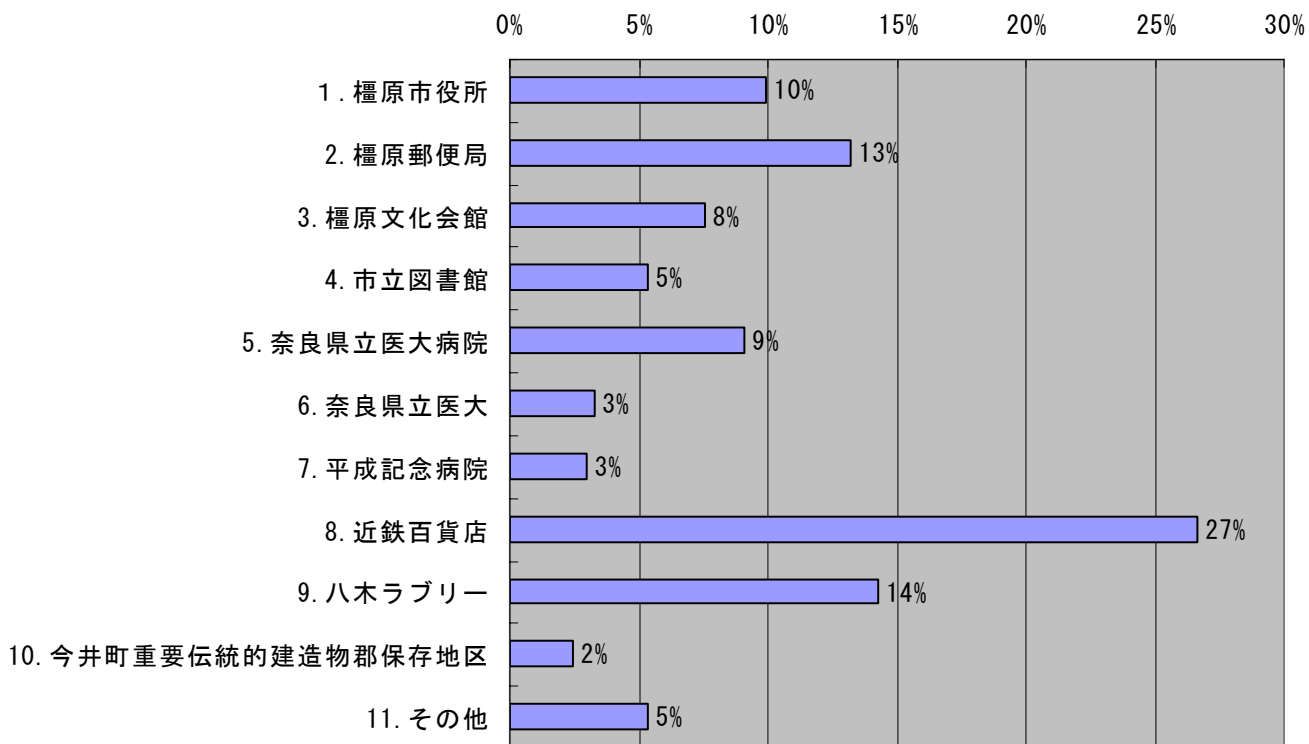
配布数: 4,312 票

有効回収数: 576 票

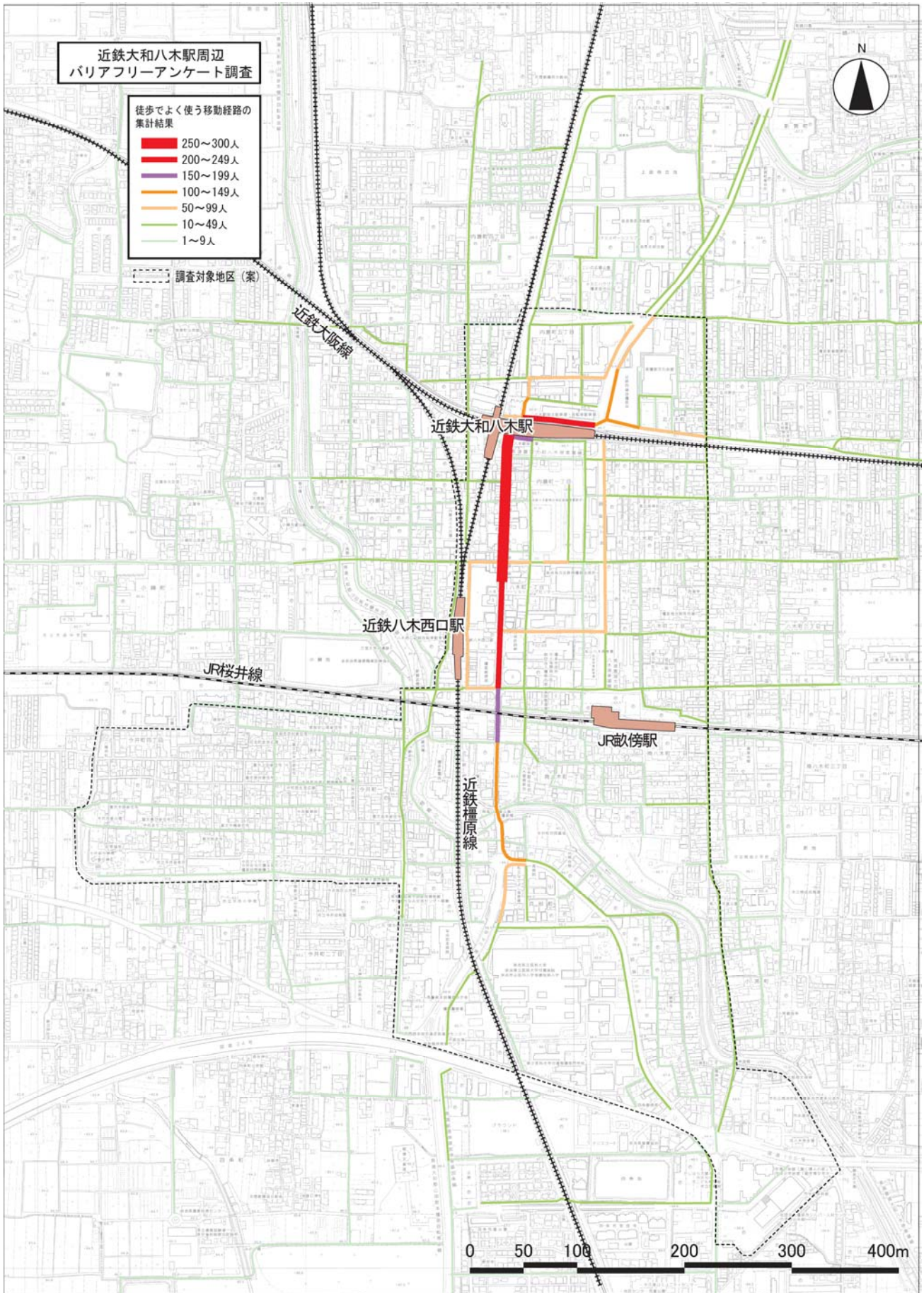
回収率: 13.3%

(2) アンケート結果(抜粋)

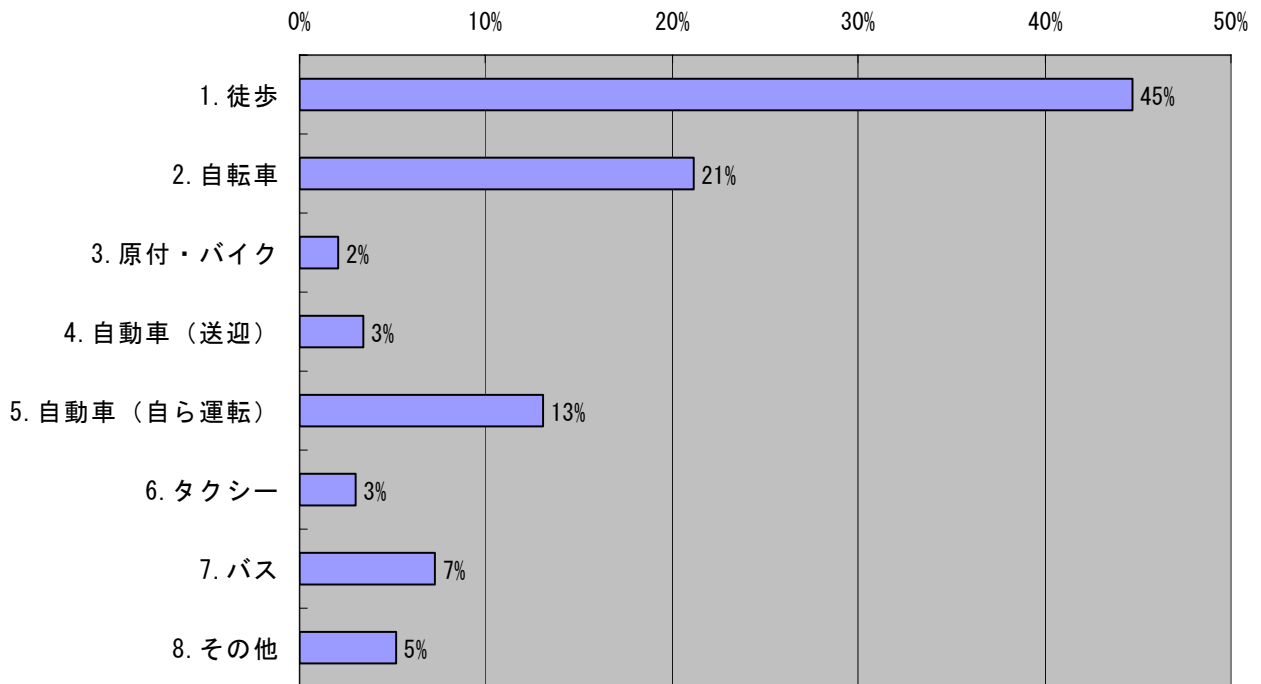
【問 2-1】あなたが近鉄大和八木駅周辺で普段よく利用する施設(又は本日利用した施設)を教えてください。(複数回答可)。



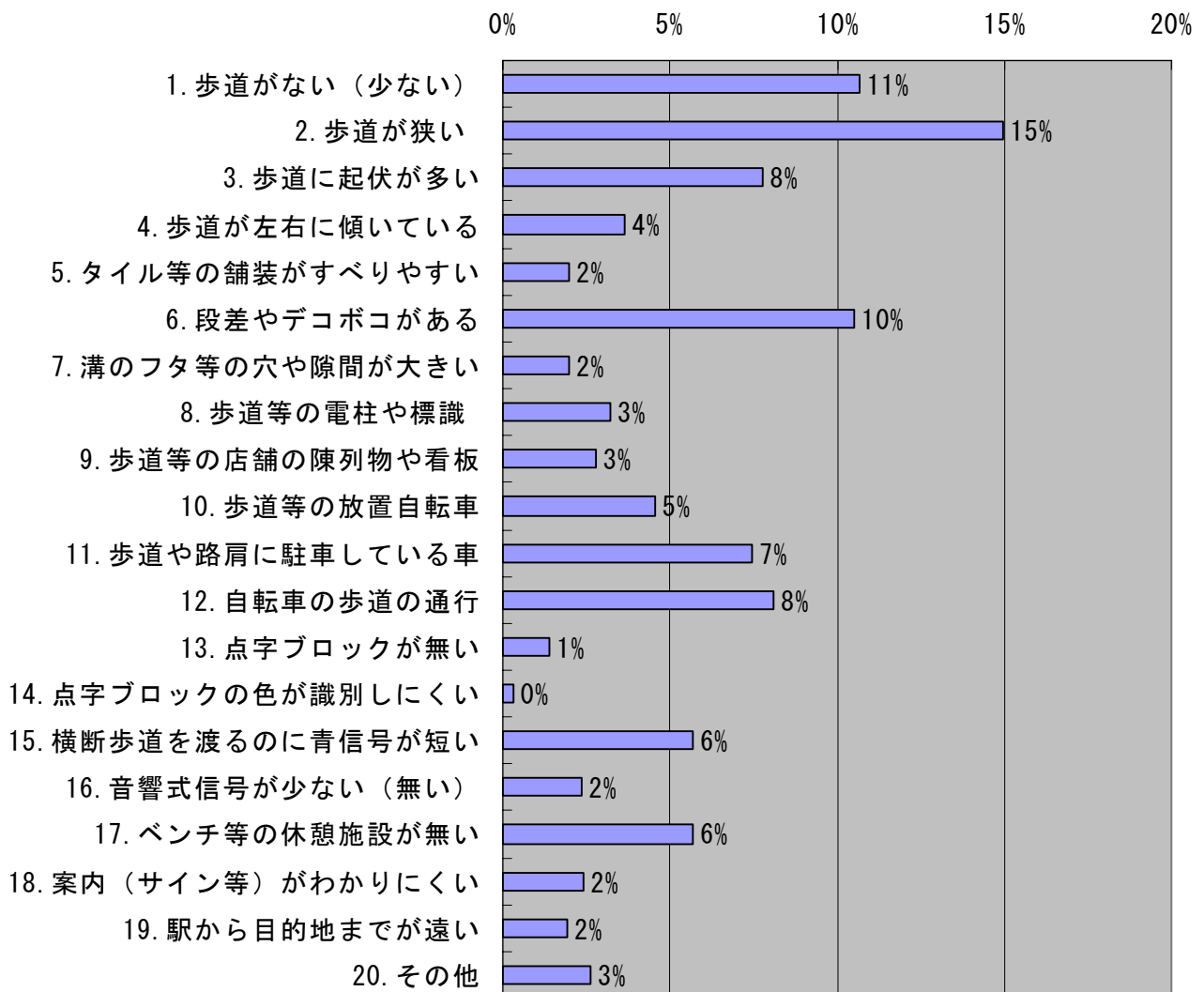
【問 2-5】 普段徒歩でよく使う移動経路（通るみち）を教えてください。（図に赤鉛筆等で直接、線を引いて記入してください。）



【問 2-2】『問 2-1』で回答した施設まで行く際の主な移動手段を教えてください。（複数回答可）



【問 2-6】前質問項目で、地図にご記入いただいた移動経路の中で、バリアフリー上問題と考えられる箇所がありますか。あれば、その内容についてお答えください。



【問3】ご自由にお答え下さい。

【駅及び駅前広場】

- ・ 近鉄大和八木駅のバリアフリー化について
(エレベーター・エスカレーターを増やしてほしい、駅北側にもスロープがほしい、通路等が狭くて通りにくい、 等/64件)
- ・ 近鉄大和八木駅南側の整備について
(タクシー乗場が遠くなった、屋根が途切れており雨にぬれる、ロータリーがわかりにくい、ベンチが少ない、レンタカー会社の駐車場に圧迫感がある、整備前より不便になった 等/28件)
- ・ 駅周辺の環境や景観・美化について
(駅自体に清潔感がない、ゴミが目につく、暗い、花や緑が少ない、景観に統一感がない 等/27件)
- ・ 近鉄大和八木駅駅前・駅舎について
(駅北側も再開発が必要、一時停車スペースが少ない、憩いの場がほしい、西口改札をつくってほしい、ホームと近鉄百貨店をつなぐ連絡橋がほしい 等/31件)

【その他施設】

- ・ 近鉄百貨店へのアクセス(地下道等)について
(店前に段差があり通りにくい、地下道の勾配がきつい、雨の日は滑る、ルールを守らない自転車が怖い・危ない、暗い、休憩スペースがほしい 等/18件)
- ・ 駐車場・駐輪場について
(路上や歩道に違法駐車・駐輪が多い、駅周辺に駐車場が少ない、駐輪施設が有料しかない 等/17件)
- ・ 施設の利便性について
(公衆トイレの位置がわかりにくい、駅のトイレが汚い、多機能トイレを設置してほしい、大和八木駅の北側に市役所の支所をつくってほしい 等/8件)

【道路・交差点】

- ・ 歩道の有無、歩道幅員について。
(歩道が狭い、路面状態が悪い、車道との段差がある、車や自転車が怖い、点字ブロックがない、障害物が多い 等/71件)
- ・ 道路整備・交通規制等について
(道路幅が狭い、歩車分離ができていないので危険、交通量が多い、元あった道が寸断されて遠回りになった、一方通行にしてほしい、混雑や渋滞を解消してほしい 等/53件)
- ・ 横断歩道・信号等について。
(通行に危険な箇所が多い、横断歩道・信号が少ない、青信号が短すぎる、歩道橋は使いづらい 等/30件)
- ・ 自転車交通について
(車道も歩道も走りづらい、自転車道がほしい、 等/12件)

【サイン・案内板】

- ・ サイン・案内板・標識について

(駅に主だった施設への案内や地図がない、公共スペースに点字表示があると良い、街中に案内板がない 等/11件)

【その他】

- ・ 安全性・街灯等について

(街灯が少なく暗い・怖い、廃屋や空き店舗が多い、溝にフタがない、踏切が多い 等/20件)

- ・ 交通マナーについて

(自転車やバイクのマナーが悪い、ルールの明示・指導が必要、歩きタバコを規制してほしい 等/10件)

- ・ ホームレスについて

(駅のホームレスが臭い・怖い、救済対策をとってほしい 等/7件)

- ・ バスについて

(コミュニティバスの本数や経路を増やしてほしい 等/3件)

- ・ 要望・提案等

(ヤマトーに変わるスーパーがほしい、街中に休憩スペースがほしい、車優先ではなく交通弱者が暮らしやすい町に、計画・工事は弱者の視点で 等/22件)

- ・ その他

(電車の乗継が悪い、放置自転車が減った、整備されてきれいになった、今後に期待している 等/27件)

参考資料 3: 橿原市移動等円滑化基本構想策定協議会 会員名簿

区 分	氏 名	所属及び役職名	
学識経験者	新田 保次	大阪大学 大学院工学研究科教授	◎
	車谷 典男	奈良県立医科大学教授 地域健康医学教室	○
	清水 煌三	ケーエス技術士事務所 技術士（建設部門・総合技術監理部門）	
高齢者団体	前田 郁男	老人クラブ連合会 会長	
	大西 聰子	老人クラブ連合会女性部 部長	
障がい者団体	藪内 敬一	障害者団体協議会 会長	
	北 一敏	身体障害者福祉協会 会長	
	森田 優	視覚障害者協会 会長	
	中西 博之	聴覚障害者協会 会長	
	杉本 京子	肢体不自由児（者）父母の会 会長	
	飯田 多美子	手をつなぐ育成会 会長	
自治会	葛井 潔	八木地区自治委員会 会長	
	小林 茂	今井地区自治委員会 会長	
商店街	菅生 重政	八木駅前商店街振興組合 理事長	
公募委員	松塚 彦一	1級建築士	
	山岡 徹也	学生	
交通事業者	平林 英明	近畿日本鉄道（株）大阪運輸統括部 施設部工務課長	
	又賀 重樹	西日本旅客鉄道（株）大阪支社 企画課 担当課長	
	西本 光良	奈良県 バス協会専務理事	
	奥野 陽子	タクシー協会 橿原支部長	
	森田 洋	（株）近鉄百貨店 橿原店 庶務課長	
公安委員会	丸田 博昭	奈良県警察本部 交通規制課長	
	川合 輝幸	橿原警察署 交通課長	
国・県・関係機関	西畑 利彦	国土交通省 奈良国道事務所 交通対策課長	
	井上 景之	国土交通省 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門	
	林 功	奈良県 土木部 道路・交通環境課長	
	福永 真一	奈良県 まちづくり推進局 地域デザイン推進課長	
	前田 亮	奈良県 まちづくり推進局 建築課長	
	西岡 史恵	奈良県 福祉部 福祉政策課長	
	山田 晃也	奈良県 桜井土木事務所 計画調整課長	
	木村 浩司	奈良県立医科大学 法人企画部 財産管理課長	
	東 義明	奈良県 橿原文化会館 次長	
橿原市役所	森本 吉英	教育委員会 生涯学習部長	
	中西 ひろみ	健康局長	
	岡橋 吉成	健康福祉部長	
	岸田 清光	建設部長	
	佐藤 幸一	文化財局長	
	大西 洋三	都市整備部長	
事務局	吉原 一	都市計画課長	
業務委託業者		パシフィックコンサルタンツ株式会社 総合計画部	

※敬称略 ◎会長 ○副会長

橿原市長 森下 豊

橿原市移動等円滑化基本構想策定協議会要綱

(設置)

第1条 橿原市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項の規定により橿原市移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、同法第26条第1項の規定に基づき、橿原市移動等円滑化基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

- (1) 基本構想の作成に関する協議に関すること。
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命するものをもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障がい者団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 公共交通事業者その他の施設設置管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 国、県及び市の道路管理者
- (9) その他関係行政機関及び市の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了する時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長があらかじめ指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立とする。

3 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から実施する。

2 この要綱は、基本構想の策定が完了した日の翌日に、その効力を失う。



橿原市移動等円滑化基本構想

発行 平成22年3月 橿原市

編集 橿原市都市整備部都市計画課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18

TEL : 0744-22-4001

FAX : 0744-24-9717

E-mail : tosikei@city.kashihara.nara.jp
